

第53回 長野県市町村対抗ゴルフ大会

開 催 日 :平成 29 年9月28日(木)

開催コース :塩嶺カントリークラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2 打」とする。

ロ ー カ ル ル ー ル

1. アウトオブバウンズ(規則27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. 修理地(規則25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。

3. ラテラル・ウォーターハザード(規則26-1)

ラテラル・ウォーターハザードは赤杭をもってその限界を表示する。

4. 動かさない障害物(規則24-2)

a. 排水溝

b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)

c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)

5. 電磁誘導カート用の2本のレール

2本のレールの全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。本項の違反は、2 打付加とする。

6. ホールとホール間の白杭

「しらかば2番」と「しらかば8番」ホール、「しらかば9番」と「りんどう1番」ホール、「りんどう8番」と「りんどう9番」ホールの間の白杭を結ぶ線を越えて、現にプレーしているホール以外のコース上に止まった球は、アウトオブバウンズの球とする。

7. プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーや同伴競技者、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。

その球やボールマーカーは規則 18-2, 18-3, そして規則 20-1 に規定されている通りにリプレイスされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

《距離表》

しらかば コース	ホール NO	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	
	距離表示	380	398	583	166	351	375	189	542	405	3,389	
	パー	4	4	5	3	4	4	3	5	4	36	
りんどうコ ース	ホール NO	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	合計
	距離表示	360	412	545	196	399	144	405	523	449	3,433	6,822
	パー	4	4	5	3	4	3	4	5	4	36	72

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則と、本競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格(ゴルフ規則177 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付I(B)1b』

4. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付I(B)1a』(ゴルフ規則176 ページ参照)

5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止(規則7-2 注2)

『規則付I(c)5b』(ゴルフ規則181 ページ参照)

7. プレーの中断と再開

(1)通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則6-8b、c、d に従って処置すること。

(2)陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいるときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則6-8b 注)

(3)プレーの中断と再開の合図について

- 通常のプレー中断: 短いサイレンを繰り返して通報する。
- 陰悪な気象状況による即時中断: 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
- プレーの再開: 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
と同時に本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

注 意 事 項

1. 乗用カートはプレーヤーの携帯品である。カートに球を当てた場合は本項の違反は1 打付加(ゴルフ規則19-2)
2. 携帯電話は必ずマナーモードにしておくこと。
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないように注意のこと。プレーの不当な遅延についてはペナルティを課す。
4. 9ホール終了後、プレーの遅延にならない限りクラブハウスに立ち入ることができる。
5. 競技の条件またはローカルルールに追加、変更のあるときはスターティングホール付近に掲示して告示する。

競技委員長 小林 躋造